

令和4年度第3回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和5年1月31日（火） 午後7時00分～午後7時40分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 佐々木香委員 大谷詩織委員 米倉寿美子委員
橋本脩委員 金野博志委員 池邊照彦委員 今野稔恵委員 波田桃子委員
鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、児童青少年課長、健康課長
児童青少年係長、子ども家庭支援センター主査、施設給付係長
保育・幼稚園係長、子ども政策担当主査、子育て支援課係員3名

欠席者の氏名

物井かおり委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 特定教育・保育施設の利用定員等について
- 3 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う対応について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

本日は、お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより令和4年度第3回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員が欠席する旨、事務局にご連絡が来ております。

なお、委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

さて、国会では、異次元の子育て支援に関する様々な論争が繰り広げられているところがございます。また、皆様ご承知のとおり、来年度4月からこども家庭庁が発足して、さらなる国の支援、また、それに伴う様々な法律等が整備されて、ここ東久留米におかれましても、それに準拠するような形で様々なサービスが行われていくところがございますが、本日もそれに関連した話もありますので、ぜひ皆様の関連なご議論よろしく願いいたします。

それでは、事務局より本会議での議題内容等につきましてご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、議題内容等の説明に入る前に、1月1日付の人事異動にて子ども政策担当主査が変わりましたので、新たに着任した飯田よりご挨拶をさせていただきます。

・子ども政策担当主査

子ども政策担当主査になりました飯田と申します。よろしくお願いいたします。

・事務局

では、改めまして、私のほうから本会議での議題内容等につきましてご説明をさせていただきます。

なお、本会議は、議事録作成のため会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容等についてご説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました次第等を見ていただきまして、1が「開会」で、2番が「特定教育・保育施設の利用定員等について」、3「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う対応について」、そして、4「その他」でございます。

なお、この子ども・子育て会議は条例設置による会議であるため、原則対面式の会議として開催し、このコロナ禍においても、委員の皆様にご足労いただく形で開催をするところでございます。

私からは以上になります。

・会長

ありがとうございます。本日も重要な議題がございます。もとより慎重審査を妨げるものではございませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止といった観点から、皆様におかれましては、この点を踏まえて、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、今日は傍聴の方はいらっしゃいますか。

・事務局

いらっしゃいます。

・会長

では、お願いいたします。

それでは、傍聴の方、着席されましたので、事務局のほうから本日の配付資料の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定めら

れております、傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批判を加える、また、拍手その他方法により可否を表さない、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただけるようよろしくお願い申し上げます。

・事務局

それでは、私から配付資料について確認をさせていただきます。

事前に配付させていただいた資料は1点、資料1でございます。

本日、配付する資料として1点ございます。資料2「令和5年度子ども・子育て会議スケジュール（案）」でございます。

配付資料の確認については、以上となります。

・会長

ありがとうございます。お手元の資料、不足等ございますでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

2 特定教育・保育施設の利用定員等について

・会長

それでは、次に、次第2「特定教育・保育施設の利用定員等について」です。事務局、お願いいたします。

・事務局

それでは、特定教育・保育施設の利用定員等について説明させていただきます。

説明に入る前に、本資料について、委員の皆様事前に配付したのから資料に変更がございますので、その変更点をご説明させていただきたいと思っております。本日配付のお手元の資料1を御覧ください。2. 対象施設（幼稚園）の施設名について、事前に資料送付した当資料には（仮称）がついておりませんでした。本件につきましては、現在申請手続中でございますので、今回の資料には（仮称）がついております。

それでは、本資料の説明に戻らせていただきます。

特定教育・保育施設の利用定員等についてでございます。こちらは、令和5年4月に認定こども園に移行する幼稚園及び子ども・子育て支援新制度園に移行する幼稚園に関わる利用定員の設定についてでございます。

委員の皆様参考資料としまして、子ども・子育て支援法第31条第1項の抜粋分を机上配付させていただいております。こちら要約しますと、保育所等につきましては、認定区分ごとの利用定員を市町村長が定めることとなっておりますので、このことについて諮問を行っているところでございます。

それでは、資料1を御覧ください。子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく特定教育・保育施設の利用定員については、記載のとおり設定いたします。名称は現在仮称でございますけれども、（仮称）認定子ども園神山幼稚園です。次に、所在地につきましては、移行前の神山幼稚園と同じ神宝町1丁目17番地12でございます。認定こども園の施設類型につきましては、幼稚園型認定こども園単独型でございます。事業者は、学校法人新倉学園

でございます。利用定員につきましては、1号児の利用定員が90名、そして、2号児の利用定員につきましては99名、合計で189名となります。

続きまして、その下の表です。(仮称)自由学園幼児生活団幼稚園です。所在地につきましては、こちらも移行前と同じで、学園町1丁目11番地17でございます。幼稚園の施設類型は、新制度の幼稚園という形になります。事業者名は、学校法人自由学園でございます。

こちらの利用定員につきましては、1号児の利用定員90名、そして、2号児の利用定員につきましては0名、合計90名となります。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

資料1を見ながら、皆さん、この認定区分に関して、利用定員を市町村長が定めることになっていて、そのことに対して、我々のほうでこの定員で問題ないかということをお答申することになってございますので、利用定員数のほうを確認をしていただければというふうに思っております。2つの園がこちらのほうに示されております。この点につきまして、皆さん、いかがでしょうか。いかがと言われても、もともとあるところを引き継いでいただいたというところと、ちょっと事前に私のほう事務局と確認いたしましたところ、やはり利用定員については、いわゆる市の計画等に準拠する形で、大幅に削減されるとか、そういうところではないというふうにお伺いしておりますので、この辺りお認めいただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。どうぞ。

・委員

参考までに、移行前の定員というのを教えていただけると助かります。

・事務局

ただいまご質問をいただいた件に回答させていただきます。(仮称)神山幼稚園のほうで、令和4年度のところが225名だったものが、今回設定させていただきますと、合計ですが189名という形です。自由学園、こちらも仮称ですが、令和4年度105名のところが、来年90名という形になっております。

以上でございます。

・委員

ありがとうございます。

・会長

ありがとうございました。〇〇委員お願いします。

・委員

今、定員とおっしゃった、定員が225という、利用定員ということですね。認可としては違うけれども、定員として提出された人数が、先ほどの225と、自由学園は何名で

したっけ。105。ありがとうございます。これについては特に異論はないですが、今後、他幼稚園業界も含めて、こういう話が進む可能性があると思います。各園も学校法人なので、すぐに辞めるということは基本的に難しい状況、辞める場合は国に譲渡しないといけない、寄附しないといけないということになるので、こういう動きがあると思うので、できる限り幼稚園の提案が、多分こういう利用定員とかもあつたと思うんですが、できる限りそういう現場に沿った形で皆様ご承認いただけると、大変ありがたいなというふうに思います。

私からは以上です。

・会長

ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。またありましたら、後のところでも手を挙げていただければというふうに思います。

では、まずもって、こちら諮問いただいておりますので、こちらのほうで承認させていただいたということで、よろしく願いいたします。

3 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う対応について

・会長

それでは、次第3「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う対応について」です。事務局、お願いいたします。

・事務局

それでは、令和5年4月1日より施行される「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等への対応についてご説明をさせていただきます。

黄色の卓上フォルダーの資料に、黄色の布線が貼られている箇所を御覧ください。黄色のこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律になります。こちらを見ていただきながら説明を聞いていただければと思います。本法律の施行などに伴い、市条例の引用法令が改正されますので、それに合わせて、今後、市条例の改正などの対応を行ってまいります。

まず、東久留米市子ども・子育て会議条例の改正について、担当より説明させていただきます。

・事務局

それでは、ご説明させていただきます。

黄色の卓上フォルダー資料の緑の付箋が貼られている箇所を御覧ください。東久留米市子ども・子育て会議条例になります。こちらもご参照いただきながら説明をお聞きいただければと思います。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第33条により、東久留米市子ども・子育て会議条例の引用法令である子ども・子育て支援法が改められることとなりました。こちらは前回会議でもご説明した内容でございますが、東久留米市子ども・子育て会議条例に関連する改正内容としては、子ども・子育て支援法第72条から第76条を削り、

市町村子ども・子育て会議について定めている第77条、市町村等における合議制の機関が第72条に繰り上がるよう改められます。当該改正により、同法令を引用している東久留米市子ども・子育て会議条例の第1条中、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項が改められる予定でございます。

なお、本改正は引用法令の条ずれに伴う改正であるため、会議条例の所掌事項に変更はない予定でございます。

今後の予定といたしましては、令和5年3月議会での対応を予定しております。

東久留米市子ども・子育て会議条例の改正については、以上でございます。

・事務局

今ご説明させていただきました東久留米市子ども・子育て会議条例のほかにも、こども家庭庁設置法施行に伴う条項の修正や、厚生労働省令により保育所等に策定が義務づけられる安全計画に対応する条例改正等がございます。この安全計画に関しましては、令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画、これが安全計画と呼ばれるものですが、各施設において策定することを義務付けることとなっております。

安全計画では、保育所等の設備の安全点検の実施に関する事、保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩などの園外活動時や、保育所等が独自にバスなどによる送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など、施設外での活動、取組などにおいても安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に関わる取組などを確実にを行うための職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められております。また、施設長等は、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容などを、入園時などの機会において説明を行うことにより周知することとなっております。

なお、学童保育所などにも同様の趣旨の安全計画の策定が義務づけられており、対応を予定しているところでございます。

説明のほうは以上です。

・会長

ありがとうございました。

改めてですが、ちょっと皆さんに確認ですが、この子ども・子育て会議そのものは、子ども・子育て支援法というものがあって、その法律に従って、これが今、会議が運営されているということです。その上位法律といいますか、今度こども家庭庁が発足されることによって、少し条文のほうが整理されることによって、いわゆる条ずれといって、条項を合わせ込むという作業がありますよという趣旨のご説明でございました。ですので、特に大きく何かが変わるということではなくて、大元の法律が変わってくるので、それに紐づいて条ずれが起こって、この子育て会議における設置要件の条項の文言が変わってきますよという、こういうことですね。

ですから、これに関しましては、特に私どもがどうこう言うところではないんですけども、ちょっと私のほうから、今、後段のほうで安全計画の話がありましたけども、少しこれは情報として皆さんにお伝えできればなというふうに思っておりますが、昨今、子どもの登下校

における、もしくは、帰宅時における犯罪等がありますよね。アメリカが特にそうなんです
が、外国の方が日本に来て一番驚くことは、子どもが子ども同士で帰ったり、学校に集団で
行ってることそのものに、非常に驚きを覚えているということをよく耳にします。諸外国にお
かれましては、保護者が子どもからある一定期間、目を離したら、その時点で、例えば、法
律に触れてしまって罰せられるという場合がございます。

今後、こども家庭庁設置により、今お話がありました安全計画等については、恐らく様々
スクールバスの運用であったりとか、そういった形での指針が出てくるだろうというふう
に思っておりますけれども、この安全につきましては非常に注視して行うべきかなというふう
に思っております。

また、合わせて医療的ケア児のこともこれから非常に大きな問題として、安全な登下校を
含めたそういったことも議論されるようなことがあろうかというふうに思っておりますので、
この安全計画に関しましては、市のほうに情報が入り次第、皆さんといろいろとお話を共有
させていただければなというふうに思っております。

何かこの点で、疑問でも何でもよろしいですけど、〇〇委員、いかがですか。

・委員

意見ということにはないんですけども、やはり私の勤めている児童館や学童クラブ
などでも、登下校というのは基本的には子どもたちで行っておりまして、それを日本にいら
した外国の方が非常に珍しがって、写真を撮ったりとか、そういうような事例というのがあ
りまして、子どもたちから怖いよというような声があったときに、そういう方々が泊まっ
てるホテルに私どものほうからちょっと文を出しまして、そういったようなことはやめてい
ただけですかということで、ご注意を申し上げたということが過去にもございました。やはり
諸外国の方から見ると、非常に日本は安全で、それがまた、それ故に子どもたちが自分たち
だけで登下校であったり、習い事に通うというようなことがあるというのは、我々の感覚と
しては当たり前なのかもしれないですけども、諸外国からすると非常に珍しいという事例
だというふうに私も認識しております。

・会長

ありがとうございました。〇〇委員いかがでしょうか。

・委員

安全計画の策定ということで、保護者の視点から、やっぱり子どもたちが安全に登下校、
それから、学校で安心して過ごすということは非常に大事だと思っております、昨今のニュー
スで、例えば、園内で起こったことが保護者に見えてなかったり、登下校中に痛ましい事故
があるというのは、やっぱりこれからも安全確保の指導を徹底していただいて、安心・安全・
確実に通わせているということが非常に大事だというふうに思います。

・委員

私も前回、登下校の件についてお話をちょっとさせていただいた部分ではあると思うん
ですけども、やっぱりこういったことがこれからどんどん、国が中心になって、市だったり

区だったりというところにお話が下りていって、ちゃんとした整備をして、そういったところで子どもたちがしっかり守られていくべきだと、やっぱり母親としては思いますので、これから力を入れていって、ちゃんとした安全計画になっていけば、とても親としては嬉しいです。

・会長

ありがとうございます。本当に安全に子どもたちが安心して学校、保育園、学童等に通えるように、市としても法令遵守しながら進めていただければというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

児童相談所のほうから何かありますか、この件に関しまして。特にないですか。ありがとうございます。

4 その他

・会長

それでは、次に、次第4「その他」としまして、報告等を事務局よりお願いいたします。

・事務局

それでは、事務局より、東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画の改訂につきまして、本日改訂を決定いたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

まず、学童保育所に関しまして、委員の皆様には、子ども・子育て会議にて、今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂に当たりまして、素案に対するご質問やご意見を伺い、その後、昨年11月でございますが、運営方針を改訂してございます。

改訂した運営方針では、直営の学童保育所における安定的な事業の継続という課題と、民間による運営のノウハウを生かして育成内容の充実を図ることなどについては、民間活力を導入することによって対応し、業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について引き続き検討をしていくとしてございます。

こうした中におきまして、運営方針を踏まえまして、さらなる学童保育所への民間活力の導入についての具体的な考え方を示すため、本日、実施計画を改訂いたしました。

さらなる民間活力導入の具体につきましては、導入の時期を令和6年4月としてございます。また、導入校区学童保育所については、学童保育所の規模や充足率なども踏まえまして、第三小学校区の中央第一・第二学童保育所、神宝小学校区の神宝学童保育所としてございます。

なお、改訂後の実施計画につきましては、後日準備が整いましたら、委員の皆様にもまた送付をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。今、一番最後のほうで、改めて準備が整いましたら配付ということでございましたので、またそちらのほうを待ちたいというふうに思っております。

言わずもがな、学童保育所に関しましては、子育てをするお父さん、お母さん、それから、

お子さんそのものにとっても非常に大事な活動の場所ということは、もう承知のとおりでございますので、引き続き柔軟な導入活動を検討をしていただければというふうに思っております。従前よりお話しさせていただきますが、民間活力の導入そのものの可否を、ここの会議の場で決めるという性質のものではございませんので、その点だけ皆様ご了承をいただければというふうに思っております。

余談になりますが、よくこういった民間活力導入に関してどうだというようなことがよく出ますけども、実際に民間でやられてるところに私は足を去年も一昨年も運んで、実際にどういった活動をされてるのかということを押見させていただいております。特にそこで採点をするとか、そういう意味合いなものではございませんけれども、やはりいろんな考え方がある中で、民間活力はどうだというお話をお聞きしてるところはありますので、その点につきまして、どういった活動をされてるのかということをお自分の目で見るということをおさせていただいております。非常に一生懸命、計画に沿ってやられてる様子を拝見することができました。私から言えることは、以上です。それ以下でもございません。いい悪いの判断ではなくて、しっかりと業務を遂行されていたということを皆さんにご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、この後、もう本日、議題のほうはこれで終わりでございまして、日程の調整に移りたいと思っておりますけど、まだ本日も発言をされていない委員の皆様、もし何か情報等含めてご発言いただけることがありましたら、お手を挙げていただければと思いますが、〇〇委員、いかがですか。

・委員

特にはないんですけども、先ほどの安全のことなんですけれども、前には〇〇さんが、登下校のときに暗い道がある、結構そういうので、私も議員さん方に言ったんですけども、落合川の川のところがずっと、この間ちょっと散歩したら街灯がついてて、皆さんの少しの声がきつとそういうふうにつながっていくと思うので、気がついたことがあったらどんどん発言して、こういうところで言っておいたほうがいいかなと思って。本当に何か明るくなって、私も散歩するのにちょっと心細くなく歩けるようになったので、とてもいいことだと思います。以上です。

・委員

こんばんは。私も特にはないんですが、ちょっと数か月前に東久留米市外から東久留米市にお勤めに来ていらっしゃる方とお話をする機会がありまして、その方はまだ独身の方でいらしたんですけども、結婚して住むんだったら東久留米がいいって言われてたんですね。それを聞いてすごく嬉しくなって、行政の方とかがやっぱり子育てに関してすごく一生懸命やっていると、皆さんに知られてきてるのかなというふうに感じましたので、ちょっと皆様にお知らせをしたいと思います。

以上です。

・委員

先ほど特にございませんとお話しさせていただいたんですけども、安全計画につきまし

ては、本当に園バスの送迎バスの置き去りの話ですとか、恐らく手順としては、もともと定められているところも多いかとは思いますが、やっぱりそれを遵守するというその気持ち、やはり毎日日々のことだと、どうしても薄れがちだと思うので、そのコンプライアンス遵守と申しますか、その辺り大人側がしっかりと意識付けしていくことが必要かなとは思っております。

以上です。

・委員

特に私もお話しすることないんですけども、5、6年前ですかね。もう10年も前ではないと思うんですけど、社会情勢が変わっていくとか言われ始めて、本当に変わっていくのかな、どのくらい先の未来のことなんだろうと思っていたら、本当に今、大きく変わっていて、教育に対するところ、保育に対するところ、子どもに関するところ、本当に子どもを取り巻く環境が、政治も含めてすごく変わってきている中で、やはりやれること、いろいろな提案、先ほどもありましたけども、公的機関、民間機関、本当にそれぞれよいところがあるので、そういったところも含めて、本当に地域含めて、みんなで子育てしていくような環境になってきているな、というのが感想です。

・会長

ありがとうございます。じゃあ、〇〇委員。

・委員

私が勤めているのは保育園なので、まさにもう去年からずっと不適切保育であるとか、子どもの安全が守られない胸が痛むような事件が続いておりまして、それぞれの保育園いろいろ工夫しながら、保育団体が作成した例えばチェックリストを使って、自分たちの子どもへの言葉がけが子どもの人権を阻害してないかなとか、こういう保育で子どもにとって安心して過ごせる環境が作れるのかなというのを、各保育園工夫して園内で研修をしたり、園外外部の研修を受けたりというのを今してるところかなと思いますし、安全計画についても、保育園なのでバスの通園はないんですけども、やはりお父さん、お母さんからお子さんをお受けして、一日に何度も人数を確認するタイミングをつくりまして、漏れないように、やはり今、便利なものとかを使ってますけれども、最後はやっぱり子どもの顔、あと、子どもに触れてということで、自分のクラスの子どもの何人かというのを複数で確認するような、手順を改めてみんなで確認しているところですし、令和5年4月1日に向けて、園内にいろんな安全に関するマニュアルはあるんですけども、それを見直して、安全計画にきちんと作り直すという作業を、今、保育園というところはしています。

・会長

ありがとうございました。

例えば、今日、文科大臣のほうから不登校の生徒が増えてるところで、新しい指針を年度内に示すというような発言もございました。

また、先ほど冒頭申し上げましたように、医療的ケア児の受入れですね。これは保育園だ

けじゃなくて、今後も小・中学校のほうでも受け入れていく形になるところでございます。

今、私がこの東久留米市の中で自立支援協議会というところにもお邪魔させていただいております。次年度以降、市がどういった体制で行っていくかというの、しっかりと今、議論させていただいているところでございます。もちろん子ども・子育て会議の範疇を超えているところの話はいろいろあるんですけれども、ぜひ我々、委員皆さんそれぞれの専門的な知見から多くの情報を仕入れていただきまして、ぜひこの場でいろいろと皆さんの持っている知識や経験や、そういった情報を共有していただければというふうに切にお願いしたいというところでございます。

それでは、次に、次回の日程を確認したいと思います。事務局お願いいたします。

・事務局

令和5年度の子ども・子育て会議の開催スケジュールについて説明させていただきます。

資料2の令和5年度子ども・子育て会議スケジュール（案）（令和5年1月31日時点）をお手元にご用意ください。

来年度の子ども・子育て会議は、東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査書作成までで、全部で6回を考えております。

黄色の卓上フォルダー資料の青色の付箋が貼られている箇所を御覧ください。青色の付箋が貼られている箇所ですが、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画の計画策定までの経過でございますが、5年前の第2期子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査書を作成した際にも、会議を6回開催しております。令和5年度は、それと同様の回の開催を考えております。

なお、現委員の皆様の任期期間中は、このスケジュール表によると、あと2回開催される見込みです。

最後に、こども家庭庁の設置に伴い、ただいま説明いたしました令和5年度の子ども・子育て会議のスケジュールは、今後変わる可能性がありますので、ご注意ください。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました内容は全て終了となりますが、その前に、お知らせを皆さんにしなければなりません。

・委員

（退任の挨拶）

・会長

それでは、これまでの〇〇委員のこの会議でのご活躍とご尽力におきまして、大きな拍手で新しい門出をお祝いしたいと思います。お疲れ様でした。ありがとうございました。それでは、次回の日程について事務局お願いします。

・事務局

事務局のほうから次回の日程の確認と、今回定員について答申を取りまとめる必要がございますので、会長と事務局のほうで資料の内容で調整させていただいてよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

次回の日程については、先ほど担当より説明させていただいたとおり、5月頃の開催を予定しております。議題といたしましては、市長から子ども・子育て支援事業計画に関する諮問などを予定しております。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

5 閉会

・会長

以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

以 上